

栃木県優良建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設事業の公共性と工事の特殊性にかんがみ、県が発注した建設工事のうち、優秀な成績で完成させた建設工事（以下、優良建設工事という。）を評価し、その施工した建設業者を表彰することにより、県内建設業者の健全な育成と技術の向上を図るとともに建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」及び「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に定めるものをいう。

(表彰対象工事)

第3条 表彰の対象となる建設工事は、前年度において、県内に主たる営業所を置く建設業者（以下「県内建設業者」という。）又は県内建設業者を構成員に含む建設共同企業体が完成した工事で1件の請負金額が500万円以上のものとする。

(表彰の種類)

第4条 優良建設工事表彰の種類は次のとおりとする。

(1) 知事表彰

品質と出来栄え及び施工の困難性等の総合評価において、特に優秀と認められる優良建設工事

(2) 知事奨励賞

品質と出来栄え及び施工の困難性等の総合評価において優秀と認められ、且つ、他の模範となる優れた先進的取組を行った優良建設工事（ただし、前回の優良建設工事表彰において、知事表彰又は知事奨励賞を受けた建設業者が施工した建設工事を除く。）

(3) 所長等表彰

品質と出来栄え及び施工の困難性等の総合評価において、優秀と認められる優良建設工事

(欠格条項)

第5条 表彰の対象となる建設工事を施工した建設業者（建設共同企業体による施工の場合、当該建設共同企業体の構成員である建設業者）が、前年度表彰決定日翌日から表彰決定日までの間において次のいずれかに該当するときは、当該建設工事は表彰しない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(1) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に該当し、指名停止措置を受け又は措置を受けることが明らかである場合。

(2) 建設業法の規定に基づく監督処分を受け又は受けることが明らかである場合。

(3) その他表彰にふさわしくないと認められる場合。

(審査会の設置)

第6条 優良建設工事の審査を行うため、栃木県優良建設工事表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会の組織、運営その他について必要な事項は別に定める。

(審査)

第7条 審査会は、第3条の規定に該当する建設工事を、現地調査結果等を取りまとめた優良建設工事審査結果表及び表彰対象建設工事審査結果表等に基づき、品質と出来栄え及び施工の困難性、先進的取組等について総合的に審査する。

(知事表彰等に係る優良建設工事の決定)

第8条 知事は、第6条に規定する審査会が前条により審査した結果に基づき、知事表彰及び知事奨励賞を受ける工事を決定する。

(知事表彰等の方法)

第9条 知事は、前条の規定により知事表彰及び知事奨励賞を受けるものと決定した建設工事を施工した建設業者（建設共同企業体による施工の場合、その構成員である県内建設業者）に対し、賞状及び賞品を贈呈する。

(知事表彰等の時期)

第10条 知事が行う表彰は、国土交通D a y の前後の日で、知事が定める期日に実施する。

(所長等表彰に係る優良建設工事の決定)

第11条 事業主管課長又は出先機関の長（以下、「出先機関等の長」という。）は、第6条に規定する審査会が審査した結果に基づき、所長等表彰に係る表彰対象建設工事審査結果表の中から、建設工事を決定する。

(所長等表彰の方法)

第12条 出先機関等の長は、前条の規定により所長等表彰を受けるものと決定した建設工事を施工した建設業者（建設共同企業体による施工の場合、その構成員である県内建設業者）に対し、賞状及び賞品を贈呈する。

2 出先機関等の長が贈呈する表彰状の様式は、別記様式によるものとする。

(所長等表彰の時期)

第13条 出先機関等の長が行う表彰は、知事表彰後、各関係部局の出先機関等と日程等を協議して所長等表彰を実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から適用する。

表彰状

工事名

業者名

代表者名

殿

あなたは令和 年度において頭書の工事を優秀な成績で完成しました
よってここに表彰します

令和 年 月 日

栃木県〇〇〇〇長
〇
〇
〇
〇
印

【要綱但し書き】

栃木県優良建設工事表彰要綱第5条ただし書の知事が特に必要があると認めるときとは、指名停止期間が表彰決定日以前と表彰決定日翌日以降にまたがる場合であって、指名停止期間が1ヶ月以下である場合とし、この場合において当該年度に完成した建設工事について表彰することができる。

この取扱いは、平成24年度の優良建設工事表彰から適用する。

この取扱いは、平成28年度の優良建設工事表彰から適用する。